

人間文化研究機構総合情報発信センター運営委員会設置要項

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第139号

(設置)

第1条 人間文化研究機構総合情報発信センター組織運営規程第9条の規定に基づき、総合情報発信センター（以下「発信センター」という。）に発信センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、本要項の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 発信センター長
- 二 副発信センター長
- 三 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が機関を代表する者として推薦する研究教育職員 各1名
- 四 機構長が委嘱する外部有識者 若干名
- 五 その他機構長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の委員を除き任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 発信センターの運営に関すること。
- 二 発信センターで実施する事業に関すること。
- 三 発信センターの予算に関すること。
- 四 発信センター研究員の人事に関すること。
- 五 その他発信センターに関する重要事項

(運営)

第5条 委員会は発信センター長が主宰する。

2 委員会は、委員の過半数の出席を得て開催し、議事は出席委員の過半数により決す

る。

3 発信センター長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、センター事務室において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項によって選出される最初の委員に係る任期は、第3条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。